

様式第1号 (第3条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	動物保護地区内における行為の許可		
根 拠 法 令 名	大津市自然環境の保全と推進に関する条例	(条項) 第10条1項ただし書	
基 準 法 令 名	大津市自然環境の保全と推進に関する条例施行規則	(条項) 第14条	
所 管 部 署	都市計画部 公園緑地課 管理係		
標 準 処 理 期 間	7日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市自然環境の保全と推進に関する条例施行規則第14条各号に掲げる行為をする場合に該当することを基準とする。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】 ○大津市の自然環境の保全と推進に関する条例 (動植物保護地区内の行為の制限) 第10条 何人も、動植物保護地区内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、規則で定める行為で市長の許可を受けた場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。 (1(1) 市長が指定する動物の捕獲若しくは殺傷又はその卵の採取若しくは損壊 (2(2) 市長が指定する植物の採取若しくは損傷</p> <p>【基準法令】 ○大津市の自然環境の保全と推進に関する条例施行規則 (動植物保護地区内における行為の特例) 第14条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。 (1(1) 学術研究又は保護育成のために必要な当該動物の捕獲又は卵の採取 (2(2) 学術研究又は保護育成のために必要な当該植物の採取</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。